

研究不正行為及び研究費の不正に関する申立て・相談窓口の設置について

本法人では、研究の公正の確立を図り、また、研究費の不正使用を防止するため、研究不正行為及び研究費の不正使用に関する申立て・相談窓口を下記のとおり設置しています。

受付窓口	総務部総務・施設課 総務・管理グループ 直通 072-254-9104 (内線 2104) メールアドレス kenkyukousei [at] ml.osakafu-u.ac.jp [at] の部分を@と差し替えてください。
受付時間	月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は除く。) 午前9時から午後5時45分まで
窓口の利用者	本法人の教職員等だけでなく、どなたでも利用できます。
窓口の利用方法	電話、電子メール、書面又は面会
対象となる申立て・相談内容	①研究不正 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文など、発表された研究結果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用の可能性があると思料される行為 ②研究費不正 故意若しくは重大な過失による研究費の使用にあたって関係法令、諸規則、使用ルール等に違反した使用の可能性があると思料される行為
申立者の責務	①研究不正 ・原則として氏名を明らかにして行い、研究不正行為を行ったとする研究者又はグループ、研究不正行為の態様等、事案の内容を明示し、不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。 ②研究費不正 ・原則として氏名を明らかにして行い、不正を行ったとする研究者又はグループ、不正の態様等、事案の内容を明示しなければならない。 ①研究不正、②研究費不正ともに ・匿名による申立てがあったときは、氏名を明らかにした申立てがあった場合に準じた取り扱いをすることができる。 ・申立等は、原則として当該申立等に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。
参考	○公立大学法人大阪府立大学研究公正規程 ○公立大学法人大阪府立大学研究費の取扱いに関する規程